

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和7年12月24日（水）午後1時30分から午後4時33分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員
本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長
首席監察官、総務参事官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

委員から、「少子高齢化の進展や若年層の流出による人口減少は、今や中山間地域のみならず全国的な課題となっており、高知県をはじめとして非常に地方を疲弊させている。各自治体が主体となって移住・定住促進に取り組んでいるが、単に人口を増やすという考え方だけでは、政策として持続可能性が低いように思う。地域を助けるという観点から重要なのは、『関係人口』を増やすことではないだろうか。関係人口とは、例えば、親族が高知で暮らしていることで観光客以上の深い関わりを持つ方や、高知が好きで何度も旅行に訪れている方など、その地域に定住していなくても地域と縁を持って多様な形で関わる人々のことを指す。岐阜県飛騨市では、『ヒダスケ』という地域交流プロジェクトがあり、こうした取組の先進事例として注目されている。農作業や祭礼への担い手不足など、市民の様々な困りごとを解決するための人材を全国に募り、参加してくれた方には地元通貨で還元するという仕組みである。地元と参加者の双方にメリットがあり、地元経済が回り、緩やかな定住も見込めるという循環型の非常に良い取組だと思う。採用情勢が厳しく、人材確保が大きな課題である警察の組織運営に問題を置き換えて考えてみると、どうしても頭数が必要な業務は別として、人を介さずともでき得る業務はデジタル化やDXを推進しなければならない。インターネット上の詐欺などは、インターネットの中で一網打尽にできるような仕組みづくりが今後できるかもしれない。また、地域における安全確保のために交番や駐在所の統廃合を進めているところであるが、関係人口が増加すれば、過疎地域でも新たなコミュニティが生まれるなど、住民の安心感の醸成にもつながると思う。人口減少

対策は民間主導でも取り組んでおり、1月には四国四県の知事を招いた『日本創生に向けた人口戦略フォーラム』が高知で開催される場所である。地域が豊かになり、犯罪も抑止され、住民が安心して暮らせる高知県の明るい未来を願っている。」旨の説示があった。

説示を受け、警察本部から、「人口減少対策や関係人口の考え方は、警察本部と警察署の業務の在り方など、県警察がまさに取り組まなければならない課題にも相通ずるものがある。署が本部に支援をしてほしいことなど現場ニーズとのマッチングについても意識して取り組んでまいりたい。」旨の説明があった。

2 報告事項

(1) 第57回四国4県警察音楽隊演奏会の開催結果について（資料1）

警務部から、第57回四国4県警察音楽隊演奏会の開催結果について説明があった。

委員から、「鑑賞させてもらったが、第1部のドリル演奏、第2部の合同演奏とも素晴らしかった。特に合同演奏は、4県揃っての練習時間が十分に確保できない中、連携も見事であった。世間は警察に対して堅苦しい、怖いといったイメージを持ちやすいが、それだけではないというメッセージが来場者に伝わったと思う。こうしたイベントは非常に良い取組であり、今後も継続していただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「アンケート結果によると、自分も警察官になって一緒に演奏したいという方がいたとのことで、非常に嬉しく思う。また、演奏者だけでなく、会場の整理や警備に当たっていた警察職員の来場者対応も素晴らしく、後日、感謝の手紙も届いたとのことであり、県警察が運営指針に掲げる『強く優しい警察』を体現していただいたと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「今回の4県演奏会は、音響効果の優れる県民文化ホールを会場に選定したり、来場者の負担を減らすため電子チケットによる入場整理を行うなどした。また、本番に向けて訓練を重ねた演奏者の努力はもちろん、イベントに携わった全警察職員がいろいろと工夫を凝らしながら準備を進めた結果、とても良い行事を組み立てることができたと感じている。従事した職員に感謝したい。」旨の説明があった。

(2) ストーカー規制法の一部改正概要について（資料2）

生活安全部から、ストーカー規制法の一部改正概要について説明があった。

委員から、「ストーカー事案対策については、神奈川県警の不適切な対応によっ

てマスコミに随分叩かれたところであるが、認知件数や警告・命令件数を伺うと、関係事案の深刻さが年々増しているように思う。今回の法改正で職権による文書警告が可能となり、被害関係者を守るための整備が進むことになるが、現場の警察官が対応に逡巡しないよう、具体的な適用事例を示すなど部内周知を徹底していただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「これまでも警察の失態を機に法改正が繰り返されてきたが、問題点として相通じるのは、被害関係者からの求めに対して警察側のアクションがとられていないことが多いということ。今回、紛失防止タグの悪用という技術の進歩を背景とする改正も含んでいるが、法整備がなされて警察が措置をとることができたのに何ら対処しなかったということは、あってはならない。被害関係者を守るため、与えられた権限を徹底的に行使できる環境を作っていくことが重要であると理解しており、適切かつ効果的な運用に向けてしっかりと対応してまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「これまで規制されていたGPS装置に加えて紛失防止タグも対象となったわけだが、位置情報を発信するものが一括りに規制対象になったという理解でよろしいか。」旨の質問があり、警察本部から、「別個の情報として規制対象になったものである。ストーカー規制法における位置情報は、空間上の地点や区域を示す情報やそれに関連付けられる情報のことであり、GPS装置が該当する。紛失防止タグが発信する情報は、具体的な地点や区域を直接特定せずに当該紛失防止タグの個体を識別する情報であり、これまで規制の対象外となっていたものである。なお、紛失防止タグがストーカーに悪用された全国の相談件数は、令和4年の113件に対して、令和6年は370件と3倍以上に増加しており、改正法の成立が待たれていたところである。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「ストーカー行為をする側もされる側も、こういった行為がストーカーに該当するかという線引きがはっきりわかっていない方が多いと思われる、改正法の内容やストーカー行為の該当性について、県民に広くわかりやすく啓発していただきたい。周知することによって抑止効果も期待できると思う。」旨の発言があった。

(3) 小型無人機等飛行禁止法に係る対象防衛関係施設の指定等について（資料3）

警備部から、小型無人機等飛行禁止法に係る対象防衛関係施設の指定等について説明があった。

委員から、「陸上自衛隊高知駐屯地が対象施設に指定されたことや、適用除外となる飛行の申請手続きについて、地域住民の方等への周知を徹底し、違反行為を起させないよう対応していただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「ロシア・ウクライナ紛争を見ると、ドローンがないと戦争にならないというくらいドローンが兵器利用されており、また、機微な情報を取り扱う防衛関係施設に警戒態勢を敷く必要があるのは言うまでもなく、高知駐屯地を飛行禁止施設に指定するのは当然のことだと思う。県警察としても、陸上自衛隊との合同対処訓練などを通じてしっかりと不法行為に備えていただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「適用除外となるドローン等の飛行について、正しい手続きに則って申請がなされ、警察へ適正に事前通報がなされた場合でも、例えば、申告どおりの時間帯に飛行しているか、実際に農薬散布がなされているかどうかなど現場確認を徹底するべきだと思う。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について

生活安全部から、ストーカー規制法に規定する警告等の手続きに伴う必要な改正に関し、高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正について説明があり、原案のとおり決定した。

2 公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について説明があり、調査結果について了承の上、回答内容について原案どおり決定した。

3 公安委員会定例会議の議事録について

公安委員会事務室から、令和7年12月3日及び同月17日に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。

第5 意見の聴取及び聴聞

運転免許センターから、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、24件（飲酒14件、無免許1件、その他9件）の行政処分を決定した。